

公 示

下記のとおり企画競争に付する。

記

1. 企画競争に付する事項

有償による行政財産の使用許可を受けて、高松サンポート合同庁舎南館 2 階から 9 階の各階における清涼飲料水自動販売機の設置及び管理を行う者を募集する。

2. 募集業者数

1 者とする。

3. 営業期間

令和 8 年 12 月 14 日から令和 13 年 11 月 30 日までとする。

ただし、必要に応じ一度に限り、5 年を超えない期間で更新することができる。

4. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 良質な商品、優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 経営の状況、信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 国税及び地方税を完納していること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、かつ、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (8) 四国財務局及び管内財務事務所の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められた者でないこと。
- (9) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (14) 暴力団又は暴力団員及び(9)から(13)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5. 募集要領等を配布する日時及び場所

- (1) 日 時： 令和8年10月9日（金）から令和8年10月27日（火）までとする。（閉庁日を除く）
なお、配布時間は9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分とする。
- (2) 場 所： 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 南館1階 合同庁舎管理室
- (3) そ の 他： 電子メールによる交付を希望する者は、gouchou@sk.lfb-mof.go.jp宛てに上記（1）の期間中にメール送付すること。なお、メール本文には企画提案者の氏名・住所、担当者の氏名・連絡先を記載すること。

6. 企画提案書等の受付

- (1) 日 時：【持参】 令和8年10月30日（金）17時00分までとする。（閉庁日を除く）
なお、受付時間は9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分とする。
【郵送】 令和8年10月30日（金）17時00分までとする。《必着》
ただし、郵送方法は「簡易書留郵便」とすること。
- (2) 場 所：〒760-8550 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 南館1階
四国財務局 合同庁舎管理室 電話 087-811-0600（担当：島田）

7. 企画提案書等の無効

本公示に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は、無効とする。

以上、公示する。

令和8年10月9日

四国財務局長 山 岸 徹